

第 1 章 総則

1. 目的

この基準は、玉野市水道事業給水条例(平成 10 年 3 月条例第 13 号。以下「条例」という。)、玉野市水道事業給水条例施行規程(昭和 42 年 2 月規程第 19 号)、玉野市水道給水装置施行基準規程(昭和 42 年 2 月水道局規程第 15 号)及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年 3 月厚生省令第 14 号。以下「基準省令」という。)の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工並びに給水装置の維持管理等について必要な事項を定めることにより、給水装置の適正な運用を確保することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 配水管

配水池又は配水ポンプを起点として需要者に配水することを目的として管理者が公道に布設した管をいう。

(2) 給水装置

需要者に水を供給するために、管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

なお、受水槽以下の設備は、給水管に直結していないため、給水装置としては扱わない。

ア. 給水管

配水管から分岐して布設された管をいう。

イ. 給水用具

容易に取外しのできない構造で給水管に直結された分水栓、止水栓、給水栓、弁栓類及びメーター並びにこれに付随するボックス類をいう。

3. 給水装置の種類

(1) 専用給水装置

1 戸若しくは 1 か所で専用するもの又は管理者の許可を得てこれを 2 世帯以上で連合使用するもの。

(2) 私設消火栓

消防用に使用するもの。

4. 工事の種別

給水装置工事の種別は次のとおりとする。

(1) 新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。

(2) 改造工事 給水装置の管種、口径、給水栓数の変更及び布設替え等の工事をいう。

(3) 移転工事 公共工事により家屋移転等の必要が生じた際、給水装置を他の場所へ移転する工事をいう。

(4) 修繕工事 5 メートル以内の給水管、給水栓、止水栓等給水装置の漏水その他異常を修理する工事をいう。

(5) 撤去工事 給水装置の全部又は一部を取り除く工事をいう。

(6) 接続工事 新たに給水装置を設置する工事で、配水管から取出しを行い、メーターの取り付けを含まないものをいう。

5. 給水装置の用途区分

- | | |
|------------|---|
| (1)家事用 | 家事に専用するもの。 |
| (2)営業用 | 家事用及び第3号以下の各号に該当しないもの。 |
| (3)官公署・学校用 | 官公署及び公私立学校の用に使用するもの。 |
| (4)湯屋用 | 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規程により岡山県知事が指定する入浴料金統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するもの。 |
| (5)船舶用 | 船舶給水設備より船舶に給水するもの。 |
| (6)工業用 | 物品の生産加工する工場、会社等で使用するもの。 |
| (7)臨時用 | 工事のため又は臨時的に使用するもの。 |
| (8)大口用 | 1事業主体が1月10,000立方メートル以上の用水を使用し、1年以上の契約をするもの。 |